

平成28年2月23日

答申第680号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、当該視聴者が以前提出した「再検討の求め」をNHKが受理しなかったことについて「明らかな内規違反に該当する不正行為に当たる」として、このような取り扱いをした経緯が分かる文書の開示の求めがあった。

NHKは、「明らかな内規違反に該当する不正行為」を行っていないため、開示の求めの文書は存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年2月23日（第234回審議委員会）

第695号諮問、審議、答申